

医薬品・医療機器等の回収報告の状況について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品（以下、「医薬品・医療機器等」という。）の製造販売業者、製造業者等は、その製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等を回収するときは、回収に着手した旨及び回収の状況を厚生労働大臣に報告しなければならないとされている。（医薬品医療機器法第68条の11）

また、「医薬品・医療機器等の回収について」（平成26年11月21日付け薬食発1121第10号）により、回収に当たっての基本的な考え方や対象範囲、手続の詳細等について明確化を図るとともに、製造販売業者等から回収着手報告がなされた場合には、すべての事例をインターネット上で公開している。

本件は、医薬品医療機器法第68条の12の規定に基づき、薬事・食品衛生審議会への報告を行うものである。

1. 回収件数年次推移

	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元 年 度
医薬品	162	153	183	146	166	129	150	103	122	126	129	150	160
医薬部外品	28	29	19	11	19	8	21	17	9	14	17	13	17
化粧品	100	92	83	91	75	74	75	81	74	87	80	86	73
医療機器	360	396	373	396	408	386	405	365	452	406	398	411	451
再生医療等製品*								0	1	0	0	0	0
計	650	670	658	644	668	597	651	566	658	633	624	660	701

* … 平成26年11月25日の医薬品医療機器法施行後の回収件数

2. 令和元年度医薬品・医療機器等の回収件数及びクラス分類

	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	総計
医薬品	4 3 *	1 1 2	5	1 6 0
医薬部外品	0	1 6	1	1 7
化粧品	0	5 7	1 6	7 3
医療機器	5	4 1 7	2 9	4 5 1
再生医療 等製品	0	0	0	0
計	4 8	6 0 2	5 1	7 0 1

* … 医薬品のクラスⅠ回収30件は、ロットを構成しない医薬品であって同種他製品に不良が及ばず、かつ、当該医薬品が他者に使用されないことが確実なもの（血液製剤の献血後情報等に基づく投与前の事前回収）。